

高 第 1016 号の 5
令和 3 年 5 月 12 日

高齢者福祉施設長
各 様
介護サービス事業者

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

「感染防止対策の徹底について」の送付について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。また、日頃より、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止に御尽力いただきまして感謝申し上げます。

さて、本日（12日）、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、社会福祉施設事業者に対しまして、本部長名で別添1のとおり感染防止対策の徹底をお願いすることとされました。多くはこれまでもお願いしている内容となりますが、高齢者施設等で感染者が多く発生している状況に鑑み、改めまして、下記にも御留意の上、本感染防止対策の徹底に御協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 通所系サービスの利用者の同居の家族等に発熱等の症状がある者や濃厚接触者として PCR 検査を受けている者がいる場合の対応について

今般の「感染防止対策の徹底について」の4では、利用者の同居の家族等に発熱等の症状がある方や濃厚接触者として PCR 検査を受けている方がいないかの確認をお願いしています。

通所系サービスの利用者については、これまでも「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年10月15日厚生労働省事務連絡）等により、体温の計測等利用者本人の体調を確認の上で、発熱等の症状がある場合には利用を断ること等の対応を示していますが、「感染防止対策の徹底について」の4のケースに該当する方がいる場合には、より丁寧に利用者の体調の確認を行うほか、感染拡大の機会が低減するよう活動方法に工夫をいただくなど、通所系サービスの利用者から入所施設等にウイルスが持ち込まれる機会を低減させる取組に御配慮いただくようお願いします。

なお、このケースに該当することをもって一律に当該利用者のサービス利用の自粛等を求めるものではありませんので、念のため申し添えます。

2 その他の事項について

今般の「感染防止対策の徹底について」の4以外の項目については、これまでもお願いしている事項となります。引き続き、以下の通知を参照いただき、御協力いただきますようお願いいたします。特に、施設等従事者の積極的なPCR検査等の受検、利用者や従事者の発熱等感染が疑われる事案が発生した場合の迅速な保健所等への連絡については、改めて徹底いただきますようお願いいたします。

※ 「感染防止対策の徹底について」1、2、5及び6関係は、『緊急事態宣言の発令（令和3年4月23日）等について』を参照ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/kinkyugitai20210423.pdf>

※ 「感染防止対策の徹底について」3関係は、『「まん延防止等重点措置」の実施に伴う感染拡大防止の取組の徹底等について（周知・協力依頼）』を参照ください。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/tuchi20210405_1.pdf

高齢政策課介護基盤整備班 電話（代表）：078-341-7711 内線 3107、2945、2974 e-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

令和3年5月12日

各社会福祉施設事業者 様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 井戸 敏三

感染防止対策の徹底について

平素は、新型コロナウイルス感染症対策に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

県内の新規感染者数は、依然として連日 300 人以上、一週間平均約 400 人に達し、入院できずに施設や自宅で待機となる方が約 1,200 人に上るなど、医療提供体制のひっ迫が続き、通常医療にも影響が及んでいます。

また、高齢者施設においては、各地でクラスターが発生し、亡くなられた方もいます。

これ以上の感染拡大を阻止し収束させていくためにも、今一度、「発生させない」との強い自覚を持って、責任ある取組の徹底をお願いします。

記

- 1 従事者の体調管理、換気の徹底、消毒液の設置、マスクの着用など基本的な感染対策を徹底すること
- 2 従事者自身は無症状であっても、家族に症状がある場合や PCR 検査を受けている場合は、当該従事者の出勤を控えさせること
- 3 高齢者施設、障害者施設における、職員等の積極的な PCR 検査を実施すること
- 4 ショートステイやデイサービス等の通所利用者については、施設利用前に、利用者の家族に症状がないか、家族が PCR 検査を受けていないかを確認するなど、ウイルスを施設に持ち込ませないよう十分配慮すること
- 5 施設内で感染が疑われる事案（発熱など）が発生した場合は、ただちに保健所に連絡し、指示に従うこと
- 6 症状を訴える利用者がいた場合、発熱の状況や居室等の利用状況などを記録し、保健所の調査に協力すること